

土壌汚染の調査が 必要となるのは？

土壌汚染対策法(以下「法」という)では、土壌汚染の調査が必要となるのは次の三つの場合としています。これらの調査を「土壌汚染状況調査」といいます。

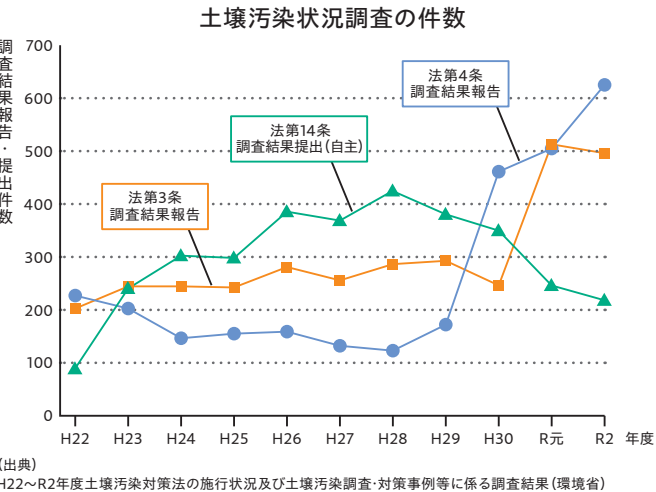
- ①「有害物質使用特定施設」を廃止したとき
(法第3条)。

②「一定規模」以上の土地の形質の変更の届出をした土地について、都道府県知事等が土壌汚染のおそれがあると認めるとき(法第4条)。

③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき(法第5条)。

これらのほかに、自主的に土壌汚染の調査を行うこともあります(法第14条など)。

平成22～令和2年度に行われた法第3条、法第4条、法第14条に係る調査結果の報告・提出件数を次図に示します。



法第3条による土壌汚染の調査とは？

法では、人の健康被害を生ずるおそれがある物質(「特定有害物質」)として、下表の物質が定められています。そして、汚染地下水を摂取することによるリスクから「土壌溶出量基準」と「地下水基準」が、汚染土壌を直接摂取することによるリスクから「土壌含有量基準」が定められています。

これらの特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する「有害物質使用特定施設」(水質汚濁防止法で規定)を廃止したときに、土壌汚染の調査が必要となります。これが法第3条の土壌汚染状況調査です。

なお、上記施設に該当しない研究機関の研究棟、病院等に設置された洗浄施設も調査の対象となる場合がありますのでご注意ください。

調査対象の土地は、廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地全体となります。

調査の実施主体は、上記の土地の所有者、管理者又は占有者です。これらの者を「土地の所有者等」といいます。



第一種特定有害物質
クロロエチレン
四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン
1,3-ジクロロプロペン
ジクロロメタン
テトラクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン
トリクロロエチレン
ベンゼン

- 土壌溶出量基準

地下水基準

法第3条調査が一時的に免除される場合

法第3条調査の対象は工場・事業場の敷地全体となっていますが、都道府県知事等が土地の利用の方法からみて土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがないことを確認した部分については、調査義務が一時的に免除されます(ただし、土地の利用方法が変更され、当該確認が取り消された場合には、調査義務が発生します)。

なお、調査義務が一時的に免除された土地において、900㎡以上の土地の形質の変更をする場合には、土地の所有者等は都道府県知事等に対して届出が必要となり、土地の所有者等に対し土壌汚染状況調査の実施と結果の報告が命じられます(法第3条第7項、第8項)。この条文が施行された令和元年度以降、法第3条の調査結果の報告件数が増加しています(前図)。

第二種特定有害物質
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
シアン化合物
水銀及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物

- 土壌溶出量基準

地下水基準

土壌含有量基準

第三種特定有害物質
シマジン
チオベンカルブ
チウラム
ポリ塩化ビフェニル(PCB)
有機りん化合物

- 土壌溶出量基準

地下水基準